

第 1 回 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 会議録

開催日時	平成 26 年 12 月 26 日（金）9 時 00 分～10 時 40 分											
開催場所	磯子区役所 4 階研究室											
出席者	<p>選定委員：影山 摩子弥委員、安宅 瑞代委員、三浦 武委員、遠藤 洋子委員、蟹澤 多美江委員、渡部 近司委員、佐野 弘委員</p> <p>事務局：平田福祉保健センター長、金子福祉保健センター担当部長、花園福祉保健課長、瀧澤高齢・障害支援課長、齋藤運営企画係長、清水高齢・障害支援課担当係長、山崎職員</p>											
欠席者	なし											
開催形態	公開（傍聴者なし）※公募要項に関する審議事項については非公開											
議 事	<p>1 開会あいさつ 福祉保健センター長</p> <p>2 委員委嘱、委員紹介、事務局紹介 【事務局より説明、紹介】</p> <p>3 選定委員会の役割・業務について 【事務局より説明】</p> <p>4 委員長・職務代理者の選任 「横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱」第 6 条に基づき、委員長に影山摩子弥委員、職務代理者に三浦武委員を選出。</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 会議の公開・非公開の決定について 【承認事項】 「横浜市の保有する情報公開に関する条例」第 31 条及び選定委員会要綱第 9 条に基づき、原則公開とする。ただし、円滑な進行及び実質的な審理を確保するため、公募要項の審議や応募法人の審査、指定候補者等の選定に関する部分は非公開で実施する。</p> <p style="margin-left: 20px;">①公募要綱の審議 …… 非公開 ②面接（ヒアリング） …… 公開（応募関係者を除く。） ③審査 …… 非公開</p> <p>(2) 選定スケジュールの決定について ア 前期グループ・後期グループのグループ分け 【承認事項】 区内の地域ケアプラザ 7 施設の指定管理者の選定を一度の行うことは困難であるため、前期グループ（4 施設）と後期グループ（3 施設）に分けて実施する。 グループ分けは、磯子内地域ケアプラザ紹介リーフレット、『磯子区版ようこそ「地域ケアプラザ」へ』の紹介順（区域北順）とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">グループ名</th> <th style="width: 70%;">地域ケアプラザ名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">前期グループ (4 施設)</td> <td>根岸地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td>滝頭地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td>磯子地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td>屏風ヶ浦地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">後期グループ (3 施設)</td> <td>新杉田地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td>洋光台地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td>上笹下地域ケアプラザ</td> </tr> </tbody> </table>	グループ名	地域ケアプラザ名	前期グループ (4 施設)	根岸地域ケアプラザ	滝頭地域ケアプラザ	磯子地域ケアプラザ	屏風ヶ浦地域ケアプラザ	後期グループ (3 施設)	新杉田地域ケアプラザ	洋光台地域ケアプラザ	上笹下地域ケアプラザ
グループ名	地域ケアプラザ名											
前期グループ (4 施設)	根岸地域ケアプラザ											
	滝頭地域ケアプラザ											
	磯子地域ケアプラザ											
	屏風ヶ浦地域ケアプラザ											
後期グループ (3 施設)	新杉田地域ケアプラザ											
	洋光台地域ケアプラザ											
	上笹下地域ケアプラザ											

イ 全体スケジュール（資料1）

【承認事項】

資料1の選定スケジュールのとおり。

(3) 選定方法の決定について

ア 公募要項

- ・第2期の公募要項との主な変更点及び内容、公募方法等について説明。

(委員) 現時点の地域ケアプラザの第三者評価の実施はどうなっているのか。

(事務局) 指定期間内に指定管理者が民間評価機関による評価を受け、結果をホームページ等に公表することになっている。

(委員) 施設使用料相当額の算出方法の見直しについて、もう一度説明してほしい。

(事務局) 市の施設を使用してデイサービスを実施している地域ケアプラザについては、民間事業者との公平性の観点から、施設整備費等負担分相当を指定管理料から控除します。第2期では定員規模ごとの整備時の面積をもとに、デイサービス利用者実績を考慮して金額を設定していたが、第3期では実際の面積に応じて差が均等になるよう金額を6段階に設定し、デイサービス利用者実績は考慮せずに、指定管理料から控除する方式に改めた。

(委員) 本来であれば利用者人数を考慮した方がよいと思うが、予算的にはどうなるのか。

(事務局) 根岸地域ケアプラザは金額的に変わらないが、それ以外の地域ケアプラザは金額が少し下がるので、負担は軽くなる。

(委員) 地域ケアプラザの現場を見学することはできるのか。

(事務局) 今のところ委員が現場を見学することは想定していない。

(委員) 指定管理業務の妨げになってもいけないので、事務局で検討していただきたい。

イ 審査方法・評価基準

【承認事項】

事務局にて修正し、委員長に内容を確認することで承認。

[審査方法]

- ・応募者の提出書類を基に、指定管理者評価基準項目により事前審査（採点）を行う。
- ・面接審査では、応募団体によるプレゼンテーションと質疑応答により再度審査（採点）を行う。（資料1）
- ・選定委員会での審査後、その結果に基づき、磯子区長が指定候補者及び次点候補者を選定する。
- ・その後、横浜市会の議決を経て、磯子区長による指定の通知により、地域ケアプラザの指定管理者として正式に指定する。

[面接時の資料変更・追加]

- ・応募受付締切までの内容変更又は書類の追加は認めるが、それ以降は委員の審査に入るため不可とする。
- ・面接時に資料を配布することや差し替え、又はパワーポイント等で説明することについては認めるが、事前に申し出を必要とする。

[評価基準項目] (資料3)

第2期からの変更点を説明

- ・18区共通の雛型に基づき作成しているが、配点については、磯子区内の地域ケアプラザに重点的に取り組んでもらうことを念頭に一部変更した。
- ・配点・項目を追加し、「区行政との協働」を重要と考え、この項目のみを大項目「2」に立て15点満点とする。追加の15点分については、「運営ビジョン (30→20点)」と「事業全部門共通 (区行政との協働を除く) (20→15点)」で相殺する。
- ・地域活動交流部門においても「地域支援」が重要であることから、大項目「6」の「(2) 地域活動交流部門」の中に「オ 地域の特性に応じた地域支援」を追加した。
- ・評価は5段階評価とし、採点方法は評価項目ごとに採点を行う。
- ・財務状況の評価については、健康福祉局が委託した評価機関の評価結果を参考に選定委員会で評価することとする。
- ・各委員の合計点の平均を応募者の評価点とする。

[前期 (第2期) の指定管理業務の実績 (加減点)]

- ・応募者の審査を公平に実施するため、磯子区では加減点を行わないこととする。

[最低制限基準の設定]

- ・健康福祉局が市会常任委員会において、配点合計の概ね60%を最低制限基準の目安と考えている旨の説明をしており、60%を最低制限基準とする。

[同点時の決定方法]

- ・委員長を除く委員で採決を行い、それでもなお、同数であれば、委員長が決することとする。

(委員) プレゼンテーションの後にすぐに5段階評価で採点するのか。

(事務局) 応募書類を郵送するので、事前に評価基準項目に基づき採点し、応募法人のプレゼンテーション実施後、再度採点していただきたい。気になる点があれば質問時間を設けているので、受け答えを含めて判断していただきたい。

(委員) 評価基準項目の審査の視点を前提として、書類を見て、当日のプレゼンテーションで判断するということか。

(事務局) そうです。

(委員) 財務状況の評価は、健康福祉局が委託した評価機関の評価結果を参考に選定委員会で評価するというのはどういうことか。

(事務局) 応募法人から提出された財務諸表を健康福祉局が委託した評価機関が分析して、その結果を選定委員会で審査していただく。

(委員) 磯子区では地域特性を重視するという印象を受けたが、評価基準項目は事務局案ということか。

(事務局) 事務局案なので、そのことを含めご審議いただきたい。

(委員) 審査の視点を前提としてという記載があるので、独自の観点で採点される委員はいないと思うが、中小企業振興基本条例やヨコハマ3R夢 (スリム) プランをその都度調べないといけないので、資料で用意していただきたい。

チェックリストの作り方については、複数の項目があつてまとめて点数をつけるよりも、項目ごとに点数をつける方が普通なので、今回はよいが、次回からは考慮いただきたい。

(委員) 現在、地域ケア会議は実施されているのか。

(事務局) 個別の課題の地域ケア会議は地域ケアプラザごとに関係者を交えて開催している。最終的には市レベルまで共通の課題を上げていくことになるが、現状としてはまだそこまでいっていない。

(委員) 地域ケア会議には自治会町内会がメンバーに入っているか。

(事務局) 地域ケア会議は課題ごとに関係者を集めているので、自治会町内会は入る場合と入らない場合がある。これ以外に運営協議会を開催しており、そこには自治会町内会がメンバーに入っている。

(委員) 地域の諸課題があるので、自治会町内会の意見を取り入れていただきたい。

(事務局) 地域ケア会議は介護保険法に位置付けられている地域包括支援センターの業務であり、地域包括ケアシステムの構築として全国的に展開されている。医療・介護・生活支援・予防・住まいの5項目について、地域で高齢者が在宅で安心して生活できるシステムを作っていくための手法である。まずは個別の方の課題解決を図り、個別で課題解決が図れないものは、地域で課題解決を図る。地域で課題解決が図れないものは、区域で課題解決を図っていく。地域ケアプラザは地域レベルの課題を解決する地域ケア会議の主体となっている。

ウ 応募者がなかった時の対応方法の決定

【承認事項】

「横浜市磯子区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱」第2条に沿って対応し、公募を行った結果、応募期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、再公募を行う。公募要項を見直し、再公募を行っても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長が非公募により選定を行う。

応募法人が1法人のみの場合であって、選定委員会が定める最低制限基準に満たないときは、選定されず、再度公募を行う。

(委員) 再公募を行った場合、最初に応募した法人が60%に満たなかった場合はもう一度応募することは可能か。

(事務局) 可能です。

エ 各地域ケアプラザ 指定管理者の応募関係書類

- ・主な提出書類と事業計画書の主な内容について説明。

(委員) 審査していると、ポイントがずれている場合がある。チェックリスト(評価基準項目)の審査の視点(例)と事業計画書の記入する上での視点が必ずしも一致していないので、欲しい情報がいただけるように応募法人を指導してほしい。

(委員) 7施設あり、その他に応募法人もあるとなると、審査するに一定の基準が必要ではないか。

(事務局) 今回の審査方法では、評価3点をつけていただくと最低制限基準の60%になる。お示したタイムスケジュールは応募法人が1団体を想定した場合であり、複数応募があった場合は審査に時間がかかる可能性がある。

	<p>(委員) どうしても実施してもらいたい重要なポイントを事前にチェックしていく。区として地域ケアプラザに実施してもらいたいことを提示し、それに対して実行できているかどうかを地域ケアプラザ自身が意思表示をするのはどうか。</p> <p>(事務局) ここで問題なのは、現法人は実施しているが、新しく応募する団体はまだ実施してなく、実施する予定ということ。公平性を図るためにも、そこは提出されたものを読みこなしていただき採点してほしい。</p> <p>(委員) 新しいところはとりたいという気持ちがある。個人的にはわかりやすいのが一番よい。</p> <p>(事務局) 応募法人にはできるだけ意図に沿う形で記載するように指導していくが、地域ケアプラザの施設の趣旨をきちんとわかっているか、ある程度記載していただけると期待している。それでも回答が難しい場合は、応募法人の力量でもあるので、それを含めて審査してほしい。</p> <p>6 今後のスケジュールについて</p> <p>【承認事項】</p> <p>第2回選定委員会（前期グループ）については3月中下旬、第2回選定委員会（後期グループ）については4月中旬に開催予定。委員会の会議録（議事録）は、事務局にて作成し、委員長に内容を確認することで承認。</p> <p>(委員) 第2期の磯子区の地域ケアプラザの選定で複数の応募はあったのか。</p> <p>(事務局) 複数の応募はありません。</p> <p>7 閉会あいさつ</p> <p>福祉保健センター担当部長</p>
資 料	<p>(1) 第1回「横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会」次第</p> <p>(2) 横浜市磯子区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(3) 横浜市磯子区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(4) 選定スケジュール、第2回選定委員会タイムスケジュール（資料1）</p> <p>(5) 施設使用料相当額の算出方法等の見直し（資料2）</p> <p>(6) 地域ケアプラザ指定管理者選定 評価基準項目（資料3）</p> <p>(7) 横浜市根岸地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(8) 横浜市滝頭地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(9) 横浜市磯子地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(10) 横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(11) 横浜市新杉田地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(12) 横浜市洋光台地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p> <p>(13) 横浜市上笹下地域ケアプラザ指定管理者 公募要項・応募関係書類</p>